会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第９８号
令和４年４月１４日

郡市・大学医師会長　　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）

外来感染対策向上加算及び感染対策向上加算の施設基準に係る
医療機関情報の自治体ホームページでの公開について

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。

埼玉県では、外来感染対策向上加算の対象となる診療・検査医療機関について県ホームページで公開していますが、感染対策向上加算の対象となる重点医療機関及び協力医療機関ついては現在公開していないため、県ホームページで情報公開を希望する医療機関を確認することになったとのことです。

そのため、対象医療機関あて、埼玉県保健医療部長から直接通知したとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関からお問い合わせ等がありましたら、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

担　当：埼玉県医師会業務Ⅱ課　飯野
電　話：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

越谷八潮医師会 収受 4.4.18 第 66 号

写

感対第　４５－１号
令和４年４月１２日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　山崎　達也
（公印省略）

外来感染対策向上加算及び感染対策向上加算の施設基準に係る
医療機関情報の自治体ホームページでの公開について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和４年度診療報酬改定に伴い、外来感染対策向上加算及び、感染対策向上加算（区分番号Ａ２３４－２）の施設基準に、「自治体のホームページにより公開していること」が要件として追加されたところです。

つきましては、本県における取扱いについて、別添のとおり各医療機関あて通知しましたのでご承知おきください。

感染症対策課
新型コロナ制度・検査担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅ-ｍａｉｌ：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

写

感対第　45－2号
令和4年4月12日

各医療機関　様

埼玉県保健医療部長　　山﨑　達也
（公印省略）

外来感染対策向上加算及び感染対策向上加算の施設基準に係る
医療機関情報の自治体ホームページでの公開について（照会）

新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度診療報酬改定に伴い、外来感染対策向上加算及び、感染対策向上加算（区分番号　A234－2）の施設基準に、「自治体のホームページにより公開していること」が要件として追加されたところです。本県における取扱いは下記のとおりとしますので、関東信越厚生局に感染対策向上加算の届出を予定している医療機関は別紙様式にて御回答ください。

記

（1）外来感染対策向上加算の施設基準について

対象：診療・検査医療機関

施設基準のうち、「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること」については、国が求める情報（保険医療機関の名称、所在地、電話番号及び診療・検査医療機関として対応可能な日時）を県ホームページにて公開しております。

公開先 URL（診療・検査医療機関検索システム）

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html

（2）感染対策向上加算（区分番号　A234－2）の施設基準について

対象：重点医療機関及び協力医療機関

○　施設基準のうち、「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること」に係る国が求める情報（保険医療機関の名称、所在地及び確保病床数）については、現在、本

県ではホームページで公開しておりません。
○　つきましては、感染対策向上加算に係り、県ホームページで情報公開を希望する医療機関につきましては、別紙様式（エクセル）にてお申出ください。
　期限：　4月18日（月）までにメールにて送信願います。

○　なお、関東信越厚生局への施設基準の届出は4月20日（水）必着となっていますが、自治体ホームページにおいて公開されるまでの間、医療機関のホームページ等において公開していることをもって当該要件を満たしているものとすることができるとされています。（別添　令和4年3月31日付け国事務連絡「疑義解釈資料の送付について」（その1）を御参照ください。

※診療報酬改正に関するお問い合わせは関東信越厚生局　指導監査課へお願いします。
　詳しくは関東信越厚生局ホームページをご覧ください。
　https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/r04kaitei_00001.html

感染症対策課
新型コロナ制度・検査担当
電話：048－830－3557

別紙様式

感染対策向上加算の施設基準に係り、下記のとおり埼玉県ホームページへの掲載を希望します。

記

医療機関の名称	所在地	確保病床数

※県ホームページへの掲載を希望する場合は、令和4年4月18日（月）までにメールにてご回答願います。

※県ホームページで公開する際は、直接医療機関へ電話をしても入院できない旨の注意書きを記載いたします。